

諮問庁：財務大臣

諮問日：平成28年10月18日（平成28年（行情）諮問第624号）

答申日：平成29年9月4日（平成29年度（行情）答申第191号）

事件名：財務省配席図の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

財務省配席図（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不  
開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3  
条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月9日付け財秘第406  
3号により財務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った  
不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書による  
と、おおむね次のとおりである（意見書に添付されている資料は省略す  
る。）。

##### （1）審査請求書

処分庁は原処分において、本件不開示情報が法5条4号及び6号に該  
当するとするが、係る判断は同条各号の解釈ないし適用を誤った違法が  
あると思料する。また、原処分は特定された行政文書を全部不開示とし  
ているが、少なくとも一部不開示とすれば足りるものと思料する。現に、  
審査請求人が全府省に対して行った同旨の情報公開請求においても、現  
在のところ処分庁を除く全ての府省において、必要最低限の部分を一部  
不開示とする決定がなされているところである。

なお、詳細な意見は情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書  
において追って述べる。

##### （2）意見書

ア 座席等の配置状況に係る部分の法5条4号及び6号該当性について  
諮問庁の説明のうち、理由説明書（下記第3）記載の「2 諮問  
庁としての考え方」の第二段落までについては審査請求人において  
も概ね理解するところである。ただし、後述のとおり、全職員の氏  
名までを含めた配席図を刊行ないし公表している府省も存在する点  
は指摘しておく。

しかしながら、その余の説明は首肯できない。まず、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとする部分については、本件対象文書が、諮問庁における職員の配置を、諮問庁における業務の便を図るために模式的に記載したものであると考えられることからすれば、本件対象文書を開示したとしても、職員ごとの相対的な位置関係が判明するにすぎず、絶対的な座標情報については何ら開示されるものではない。そもそも、中央省庁は、その出入口において入庁者の身分確認を実施しているのであって、本件不開示情報を犯罪に利用しようとしても、権限のない者はそもそも入庁ができないのである。反対に、入庁を遂げた者にとっては、内部の案内表示に従うなどすれば本件不開示情報以上に具体的かつ正確な部局・職員の配置状況を把握し得るところである。したがって、本件情報を開示することによって犯罪の予防や事務の適正な遂行に支障が生じるとは認め難い。以上から、本件不開示情報が法5条4号及び6号に該当するという諮問庁の主張は失当である。

また、後述のとおり、他府省の一部では同種の情報がインターネット上、あるいは書籍によって公表されているが、特にその事務ないし犯罪の予防に支障を来しているといった事情も認められない。このことは、同種の情報の公表が問題なく現在まで継続していることから明らかである。

#### イ 直通電話番号等に係る部分について

諮問庁は、直通電話番号（内線番号）等についても、法5条6号に該当するとの理由により不開示とする原処分を行っているが、これについても後述のとおり、他府省の一部では同種の情報がインターネット上、あるいは書籍によって公表されているが、特にその事務の適正な遂行に支障を来しているといった事情も認められない。よって、原処分は失当に帰する。

#### ウ 他府省における公開の現状について

審査請求人は、全府省に対して同旨の請求を行っているところであるが、多くの府省において、内線番号を除く全ての部分を開示するとの決定を得ているところである。また、書籍によって公開している府省も2省存在し、文部科学省は特定協議会編「文部科学省ひとりあるき」、厚生労働省は特定法人A「ガイドブック『厚生労働省』平成28年9月版」等によってそれぞれ本件不開示情報に相当する情報を公開している。さらに、特定法人Bは、その発行する「地下鉄短信」において、総務省自治財政局及び国土交通省鉄道局の配席図を掲載し、全文をインターネットに公開している。これらには非常勤職員の氏名はおろか直通電話番号を含めた配席図がその

まま掲載されているが、これらによって前記4省の事務に支障が及んだとは到底認められない。これを敷衍すれば、本件不開示情報についても、その開示に際して何ら支障のあるところではなく、かつ、法5条各号に該当するとも認められない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

平成28年8月12日付（平成28年8月15日受付）で、法3条に基づき、審査請求人から、「次に掲げる機関の配席図（官職ないし職員ごとの配席、ダイヤルイン・内線番号等が記載された図表）。ただし、請求時点における最新版のもののみを請求する。一、財務省（本省内部部局）」について開示請求が行われた（平成28年8月25日補正）。

本開示請求に対して、処分庁は、行政文書を「財務省配席図」（本件対象文書）と特定の上、法9条2項に基づき不開示とする原処分を行った。

この原処分に対し、平成28年9月16日付（平成28年9月20日受付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条に基づき、審査請求人から、不開示決定を取り消し、不開示とされた部分を開示するとの決定を求める趣旨の審査請求があった。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件対象文書は、職員名及び職名、執務室の部屋番号、部署名、空席を含む座席の配置状況及び形状、直通電話番号、内線番号及びFAX番号の情報が一体として記載された文書であり、専ら財務省職員の執務の便宜のため作成されている。以下、各情報の不開示情報該当性について述べる。

第一に、職員名及び職名に関しては、一部の職員の氏名及び職名の情報そのものは、幹部名簿等において、慣行として公とされ、又は公にすることが予定されている情報として、法5条1号ただし書イに該当する。他方、残余の職員の氏名は、個人に関する情報であって、職務の遂行に係る情報ではないことから、同号に該当する。

第二に、執務室の部屋番号、空席を含む座席等の配置状況及び形状に関しては、これが公となった場合、部外者が特定の職員の執務位置を推測の上で執務室に侵入し不当な面会を企てることが容易となるなど、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号及び6号に該当する。

第三に、直通電話番号、内線番号及びFAX番号に関しては、これが公となった場合、部外者がいたずらや偽計に悪用するなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため法5条6号に該当する。

本件対象文書に含まれるそれぞれの情報の不開示情報該当性は上記のとおりであるが、本件対象文書は、それら情報が一体として記載された文書

であり、職員名及び職名の情報そのものは開示が妥当な場合であっても、それを執務室の座席の配置状況の情報と切り離して開示することは不可能であることから、不開示とするのが妥当である。

本件対象文書から不開示情報が記録されている部分を除くには、執務室の境界を示す線を含め全体を黒く塗る等の方法を探らざるを得ず、その場合、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されているとは認められないことから、法6条1項に鑑みれば、本件対象文書の一部開示を行わないことは妥当である。

### 3 結論

以上のことから、原処分維持が適当であり、本審査請求は棄却すべきである。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月10日 審議
- ④ 同月14日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成29年7月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年8月31日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書を開示すべきであると主張し、諮問庁は、不開示理由に法5条1号を追加した上で、原処分を維持することが適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

#### 2 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、財務省の配席図であり、同省の各執務室等の配置、形状及び規模並びに当該執務室内の配席等の状況に係る情報のほか、各種連絡先や特定部署の職員の構成等に係る情報が記載されていると認められる。

(2) 原処分の時点において本件対象文書が書籍やウェブサイトに掲載されている事実の有無につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、そのような事実は把握していないとのことであった。

(3) 別紙に掲げる部分を除く部分について

ア 財務省の各執務室等の配置、形状及び規模並びに当該執務室内の配

席等の状況に係る情報が記載された部分について

- (ア) そこで検討すると、財務省が行う業務の内容等を踏まえれば、当該部分の全部又は一部を公にすると、同省の事務を停滞させ得る目的・態様で執務室への来訪等がされることにつながりかねず、同省の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- (イ) なお、入庁者の身分確認などにより庁舎への立入りが制限されていたとしても、上記(ア)のような目的・態様による立入りがされる可能性は否定できず、また、他の行政機関の配席図等が開示された例があったとしても、他の行政機関の長による判断が処分庁の判断の妥当性を直ちに左右するものではないのであるから、これらの点は、いずれも当審査会の上記(ア)の判断を左右するものではない。
- (ウ) 以上より、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 直通番号及び内線番号について(上記アに含まれるものを除く。)  
直通番号及び内線番号については、各職員等に割り当てられた固有の連絡先であると認められ、これを公にすると、いたずらや偽計目的に使用されるおそれがあり、緊急の連絡や外部との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (4) 別紙に掲げる部分について

- ア 別紙の1に掲げる部分は、各配席図の表題及び作成時期に係る記載部分にすぎず、これが作成された部署の単位を踏まえれば、これを公にすることにより法5条4号及び6号に規定するおそれがあるとは認め難く、また、同条1号に該当するものとも認められない。
- イ 別紙の2に掲げる部分は、他部署等の連絡先に関する記載部分であるところ、それら連絡先の名称自体は、財務省の各執務室等の配置、形状及び規模並びに当該執務室内の配席等の状況を示すものではなく、直通番号については、一般に公にされているものと認められ、その余の連絡先に関する部分も、直ちにこれが悪用されるようなおそれがあるとは認められないなど、これらを公にすることにより法5条4号及び6号に規定するおそれがあるとは認め難く、また、同条1号に該当するものとも認められない。
- ウ 別紙の3に掲げる部分は、電話機の操作方法に係る記載部分にすぎず、これを公にすることにより法5条4号及び6号に規定するおそれ

があるとは認め難く、また、同条1号に該当するものとも認められない。

エ 別紙の4に掲げる部分は、特定部署の職員の構成に係る記載部分であるところ、その内容は、財務省の各執務室等の配置、形状及び規模並びに当該執務室内の配席等の状況を示すものではなく、かつ、独立行政法人国立印刷局編「職員録」に掲載されている情報と同様のものといえることから、これを公にすることにより法5条4号及び6号に規定するおそれがあるとは認め難く、また、同条1号本文前段に該当するとしても、同号ただし書イに該当するものと認められる。

オ 以上より、別紙に掲げる部分は、いずれも法5条1号、4号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条1号、4号及び6号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、別紙に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条1号及び4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同条1号、4号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

## 別紙（開示すべき部分）

- 1 各配席図の表題及び作成時期に係る記載部分
- 2 以下の記載部分
  - ・ 2枚目最下段右端の枠内のうち、電話番号以外の記載
  - ・ 2枚目最終行1文字目ないし6文字目及び11文字目ないし16文字目
  - ・ 3枚目最上段左から2番目の枠内のうち、1行目の全て、2行目の1文字目ないし4文字目、3行目の1文字目及び2文字目、4行目の1文字目ないし5文字目及び10文字目ないし14文字目並びに5行目の全て
  - ・ 4枚目最上段左端の枠内の記載全て
  - ・ 8枚目左から2番目で最上段の枠内の全て
  - ・ 8枚目左から2番目で上から2番目の枠内のうち、①最終行の全て、②左列1行目1文字目ないし6文字目、2行目1文字目ないし5文字目、3行目1文字目ないし6文字目、4行目1文字目ないし10文字目及び5行目1文字目ないし3文字目並びに③右列3行目1文字目ないし8文字目
  - ・ 10枚目左端上から3番目の枠内のうち、1行目の全て、2行目の全て、11行目の全て及び12行目の5文字目ないし10文字目
- 3 3枚目最上段左端の枠内の記載全て
- 4 4枚目左端下から2番目の枠内のうち、電話番号以外の記載全て